



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 6 7 号 令和 8 年 7 月 1 0 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【条例】

番 号	表 題	担当課名
2 3 ※	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
2 4 ※	地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	財政課
2 5 ※	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	同
2 6 ※	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	税務課
2 7 ※	徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	交流拠点戦略課 施設活用推進室
2 8 ※	徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会
2 9 ※	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会

【規則】

番 号	表 題	担当課名
4 5 ※	予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則	人事課
4 6 ※	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則	管財課

【公布された条例等のあらまし】

● 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等において巡回監視の業務等に従事した場合の危険現場作業手当の額を引き上げることとした。
- 2 外国勤務手当の額について、職員が駐在を命ぜられた国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当の額を加えることとした。
- 3 外国勤務手当の支給を受ける職員の国内の留守宅に係る住居手当を支給することとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第24号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。
 - (1) 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例
 - (2) 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例
 - (3) 徳島県病院事業の設置等に関する条例
- 2 この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。

● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 選定療養である後発医薬品のある新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合の使用料の額を改めることとした。
- 2 徳島県立三好病院に糖尿病内科を新設することとした。
- 3 徳島県立海部病院に精神科を新設することとした。
- 4 その他所要の整理を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和10年3月31日までとすることとした。
- 2 その他所要の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 多目的ホールの使用料の額を改めることとした。
- 2 多目的ホールの利用と合わせて駐車場を貸切利用により利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないこととした。
- 3 駐車場について、貸切利用による場合及びそれ以外の場合のそれぞれの使用料を定めることとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● **徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）**

- 1 部活動における児童又は生徒に対する指導業務に係る特殊業務手当の額を引き上げることにした。
- 2 災害時教育支援等手当の額を引き上げることにした。
- 3 へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとし、1及び2については、令和8年4月1日から適用することとした。

● **徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）**

- 1 災害警備等手当の額を引き上げることにした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● **予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第45号）**

- 1 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 2 この規則は、令和8年9月24日から施行することとした。

● **徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第46号）**

- 1 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 2 この規則は、令和8年9月24日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 6 号ア中「710円」を「950円」に改め、同号イ及び同項第 7 号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第 9 条第 2 項中「この項」の次に「及び次項」を加え、「住居手当及び子女教育手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当」に改め、「（在勤基本手当）」の次に「、同行配偶者手当及び同行子女手当」を加え、「住居手当に」を「在外住居手当に」に改め、同条第 3 項中「第 7 条の 2」を「第 6 条、第 7 条の 2」に、「地域手当」を「扶養手当（法第 6 条第 5 項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）、地域手当」に改め、「住居手当」の次に「（給与条例第 7 条の 5 第 1 項第 1 号の規定によるものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第 9 条第 3 項の改正規定（「第 7 条の 2」を「第 6 条、第 7 条の 2」に、「地域手当」を「扶養手当（法第 6 条第 5 項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）、地域手当」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第 5 項の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第 2 号）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された危険現場作業手当は、改正後の条例の規定による危険現場作業手当の内払とみなし、改正前の条例の規定に基づいて支給された外国勤務手

当は、改正後の条例の規定による外国勤務手当の内払とみなす。

（外国勤務手当に関する経過措置）

- 4 令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員の給与に関する条例第6条の規定に基づき扶養手当（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）の支給を受けた職員の当該扶養手当の計算期間に係る外国勤務手当の額は、改正後の条例第9条第2項に規定する額から当該扶養手当の額又は当該期間に係る同項に規定する同行子女手当の額のいずれか少ない額を減じた額とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の5第1項第2号中「又は第3項」を「若しくは第3項」に改め、「職員」の次に「又は職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第4号）第9条第2項の規定により在外単身赴任手当の額が含まれる外国勤務手当を支給される職員」を加える。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第24号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「第243条の 2 の 8 第 8 項」を「第243条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成21年徳島県条例第31号）第 6 条
- (2) 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和41年徳島県条例第71号）
- (3) 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和39年徳島県条例第37号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第25号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和39年徳島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第4号中「第7条の2」を「第7条の2第1号」に、「同条」を「同号」に、「4分の1」を「2分の1」に改める。

別表徳島県立三好病院の項中「緩和ケア内科」を「緩和ケア内科 糖尿病内科」に改め、同表徳島県立海部病院の項中「整形外科」を「整形外科 精神科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第26号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成27年徳島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「うち当該特別償却設備」の次に「(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。次項において同じ。)」を加える。

第3条第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第27号

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成5年徳島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第10条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第6条第1項の表次条の許可を受けて利用する施設等の項の項名中「施設等」の次に「(同条に規定する駐車場を除く。)」を加え、同項中「興行以外の用途に利用する場合の多目的ホール、」を削り、同表駐車場(県が駐車場として利用に供する場合の多目的広場を含む。)の項の項名中「県」を「指定管理者」に改める。

第7条中「多目的広場」の次に「、駐車場（貸切利用（この条に規定する利用の許可を受けて多目的ホールを利用する者であつて知事が別に定める要件に該当するものが当該利用と合わせて駐車場全体を専用して利用することをいう。以下同じ。）により利用する場合の駐車場に限る。）」を加え、「知事」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 駐車場（指定管理者が駐車場として利用に供する場合の多目的広場を含む。）を利用する者に対しては、別表第2に掲げる額の使用料を徴収する。ただし、貸切利用による駐車場の利用の許可がされている場合は、この限りでない。

別表多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール	展示会又は見本市に利用する場合	平日	午前又は午後	181,550円	68,080円
			夜間	217,860円	
		休日等	午前又は午後	217,860円	81,690円

			夜	間	261,430円	
興行に利用する場合	入場料の最高額が1,000円未満の場合	平 日	午 前	又 は	午 後	110,000円
			夜		間	132,000円
		休 日 等	午 前	又 は	午 後	131,870円
			夜		間	158,240円
	入場料の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合	平 日	午 前	又 は	午 後	165,000円
			夜		間	198,000円
		休 日 等	午 前	又 は	午 後	198,100円
			夜		間	237,720円
	入場料の最高額が3,000円以上の場合	平 日	午 前	又 は	午 後	220,000円
			夜		間	264,000円
		休 日 等	午 前	又 は	午 後	263,770円
			夜		間	316,520円
大会、会議、アマチュアスポーツ、サークル活動等に利用する場合	平	日	午 前	又 は	午 後	82,220円
			夜		間	98,660円
	休	日 等	午 前	又 は	午 後	98,770円
			夜		間	118,520円

別表の備考第1項中「興行以外の用途に利用する場合の多目的ホール、」を削り、同表を同表その1とし、同表にその2として次のように加える。

その2

区 分	基 本 と な る 使 用 料		時 間 外 使 用 料 (1時間につき)
	単 位	金 額	
駐車場（貸切利用）	1 日	213,600円	17,080円

備考

- 1 「時間外使用料」とは、午前 8 時30分から午後 9 時までの時間以外の時間に貸切利用をする場合の使用料の額をいう。
- 2 「1 日」とは、午前 8 時30分から午後 9 時までの間をいう。
- 3 時間外使用料に係る利用時間が 1 時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に 1 時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ 1 時間として計算する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第10条関係）

自 動 車 の 種 類	区 分	単 位	使 用 料 の 額
普通自動車	駐車時間が 3 時間以内の場合	1 台 1 回 1 時間につき	100円
	駐車時間が 3 時間を超える場合	1 台 1 回につき	400円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。
- 2 「駐車時間」とは、駐車した日の午後12時までの間において引き続き駐車した時間をいう。
- 3 駐車時間が 1 時間に満たない場合の当該満たない駐車時間及び駐車時間に 1 時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の駐車時間は、それぞれ 1 時間として計算する。
- 4 駐車した時から当該駐車をした日の翌日以降にかけて引き続き駐車した場合の使用料の額は、この表及び前 2 項の規定を適用して算出された使用料の額に当該翌日以降の日 1 日当たり 600円を加えて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 7 条の規定により知事がした許可であって同日以後の利用に係るものは、改正後の第 7 条の規定により指定管理者がした許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第28号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年徳島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「第10条」を「第 9 条」に、「第11条」を「第10条」に改める。

第15条第 2 項第 5 号中「3,600円」を「3,900円」に改める。

第19条第 2 項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附則第 2 項中「第13条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び第19条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第29号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

徳島県規則第45号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月10日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和39年徳島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

徳島県規則第46号

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月10日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県県有車両管理規則（昭和42年徳島県規則第36号）の一部を次のように改正する。
第28条第2号中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。